

静労発基 1117 第 1 号
令和 3 年 11 月 17 日

労働災害防止団体の長 殿

静岡労働局長



令和 3 年度静岡年末年始無災害運動の実施について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、静岡県内では令和 3 年 10 月末現在において労働災害により 18 人の尊い命が失われています。特に機械等に挟まれ、巻き込まれたりして死亡した労働者が 7 人（前年同時期 2 人）、墜落、転落により死亡した労働者が 5 人（前年同時期 1 人）と、これらの死亡災害が前年同時期に比べ著しく増加しています。休業 4 日以上の死傷者数は 10 月末現在 3,375 人と前年同期に比べ 220 人も増加しています。転倒災害は年々増加する傾向にあり、10 月末現在の死傷者数は 763 人と全死傷者数の 22% を占め、前年同時に比べ 14 人増加しています。

このような状況において、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」、「転倒」の 3 つの災害防止を重点実施事項として「令和 3 年度静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、会員事業場と共に本運動を積極的に展開して頂きますようお願い申し上げます。

なお、同封しました年末年始無災害運動のポスターの掲示等につきましても重ねてお願い申しあげます。

平成29年度 静岡年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

静岡県内の休業4日以上の死傷災害は長期的には減少傾向にあり、平成25年には過去最小となつたが、平成26年以降、増加傾向を示し3年連続4,000人を上回っている。平成29年は10月末日現在、死傷災害は前年同月比で12名減少したものの、死亡災害は前年より2名増加となっている。

こうした状況の中、年末年始を迎え、転倒災害など労働災害の増加が懸念される時期となることから、年末から年始にかけて、死亡災害の撲滅と災害ゼロを目指して、以下の基本的観点に立ち、「平成29年度 静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することとする。

2 基本的観点

- いかなる時代にあろうとも、「労働災害は本来あってはならないもの」であり、労働災害防止は企業の社会的責任であること。
- 「安全最優先」の思想は先人の尊い犠牲によるものであり、「安全のルール」はその貴重な教訓であること。
- 一人の不安全行動は、他の人の不安全行動を招き、多数の災害を誘発するおそれがあること。
- 無事故の帰宅は、本人を取り巻くすべての人の当然かつ切なる願いであること。

3 スローガン

「いま一度 職場の危険 総点検 無事故でつなぐ年末年始」

4 実施期間 平成29年12月1日から平成30年1月15日

5 主唱者

静岡労働局、管下各労働基準監督署、(公社)静岡県労働基準協会連合会、県下各労働基準協会、建設業労働災害防止協会静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部清水支部、(一社)日本ボイラ協会静岡支部、(一社)日本クレーン協会静岡支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会静岡県支部、(独)労働者健康安全機構静岡産業保健総合支援センター、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部

6 事業場が実施する個別実施事項

- (1) 経営トップの参加の下に、職場の安全パトロールを実施する等、職場内における安全衛生活動の総点検の実施
- (2) 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底など「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づく転倒災害の防止
- (3) 非定常作業（機械設備等の清掃・点検・補修など）における労働災害防止対策の徹底
- (4) 塜落・転落災害防止対策の徹底
- (5) はさまれ・巻き込まれ等災害防止のための機械設備等の総点検と整備
- (6) リスクアセスメント活動の導入・徹底
- (7) 化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた環境整備・化学物質管理の徹底
- (8) 年末の交通安全県民運動（12月15日～12月31日）の推進、交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進
- (9) 過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策など、労働者の健康確保対策の推進
- (10) 飲酒、睡眠など生活リズムに関する健康指導の実施
- (11) 職場における腰痛予防対策の徹底
- (12) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター等の職場ごとの掲示

7 各労働災害防止団体等が実施する事項

- (1) 会員事業場に対する本運動の趣旨の周知徹底
- (2) 安全パトロールの実施等、会員事業場の自主的な安全活動の支援
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター及び各団体等が独自に作成する資料等の配付

8 静岡労働局が実施する事項

- (1) 新聞等の報道機関、機関紙、ホームページなどを通じての広報
- (2) 労働災害防止団体、事業者団体等への会員事業場における年末年始無災害運動の取組についての依頼
- (3) 労働局長等による安全パトロールの実施
- (4) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの労働災害防止団体等と連携しての各事業場での掲示依頼

9 各労働基準監督署が実施する事項

- (1) 労働災害防止団体の分会、労働災害防止協議会及び事業者団体等に対する本運動の実施要請
- (2) 署幹部による安全パトロール等の実施
- (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの集団指導、会合等の機会における配付
- (4) 労働災害多発業種及び事業場等に対して、災害の実態に応じた監督指導等の実施

令和3年度

静岡年末年始無災害運動

運動期間/令和3年12月1日～令和4年1月15日

広げよう感染防止とゼロ災害 みんな笑顔の年末年始

『令和3年度スローガン 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 静岡県支部（大甲自動車工業株式会社）大石 俊さん』

△重点実施項目▽

- ☆はさまれ・巻き込まれ災害の防止
- ☆墜落・転落災害の防止
- ☆転倒災害の防止（「静岡労働局 むかづけ運動」）
- ☆職場における新型コロナウイルス感染症対策

※令和3年10月末現在の新型コロナウイルス感染症に伴う労働者死傷病報告
(様式第23号)の受理件数は148件



▽共通対策△

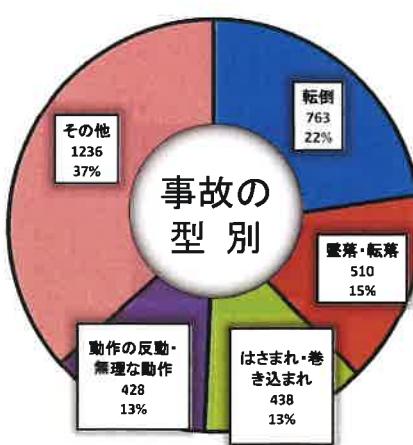
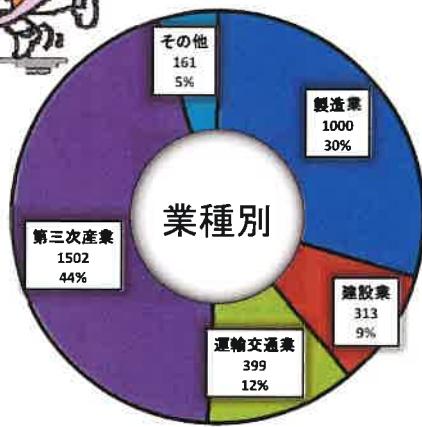
- (1) 経営首脳、安全管理者、安全衛生推進者等の職場巡視による総点検
- (2) 4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底
- (3) 非定常作業における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
- (4) 交通労働災害防止の徹底
- (5) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター等の掲示



令和3年1月～10月の状況

死傷者数 3,375人

(前年同期 3,155人)



<主唱者>

静岡労働局、労働基準監督署、(公社)静岡県労働基準協会連合会、県内各労働基準協会、建設業労働災害防止協会 静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会 静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部清水支部、(一社)日本ボイラ協会 静岡支部、(一社)日本クレーン協会 静岡支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会 静岡県支部、(独)労働者健康安全機構 静岡産業保健総合支援センター、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 静岡支部

年末年始は無災害に向けて以下の取組を行いましょう！

はさまれ・巻き込まれ災害を防止しましょう！

- 危険な部分には、安全ガード（覆い、蓋、囲いなど）、安全装置などを設けましょう。
- 機械の清掃時、異物を取り除く時、調整時などでは、必ず機械を停止させてから行いましょう。
- 非定常時の作業などでは、作業開始前に作業の手順をしっかり確認し、機械の運転再開時は合図を定めるなど、作業者間の調整を事前に行いましょう。
- フォークリフトによる作業などでは、接触する危険のおそれがある場所への労働者の立入を禁止しましょう。



墜落・転落災害を防止しましょう！

- はしご、踏み台、脚立は、正しい方法で使用しましょう。
- 高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設けましょう。
- トラック荷台等の荷役作業時には、保護帽（墜落時保護用（型式検定合格品））を着用し、あご紐も確実に締めましょう。
- 高所での作業は、保護帽及び墜落制止用器具を使用しましょう。



転倒災害を防ぎましょう！

詳しくは、静岡労働局ホームページをご覧ください
[「静岡労働局 ぬかづけ運動」⇒](#)



- **ぬれた場所等**：床面の水、汚れ（油、粉など）等を取り除き、床の凹凸や段差などはなくしましょう。
- **かいだん**：滑り止めの設置を行い、通行する場合は手すりを利用しましょう。
- **かたづけ**：物の置き場所を定め、歩行場所には物を放置しないようにしましょう。
- 作業に適応した、滑りにくく、安定した履物を着用しましょう。
- 転倒危険場所には、注意喚起のステッカーなどを貼りましょう。（見える化）
- 高齢労働者に配慮した作業環境を整えましょう。
- 転倒予防体操など、転倒しにくい身体作りをしましょう。



職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、 次に示す～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- テレワーク・時差出勤等を推進しましょう。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作りましょう。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行いましょう。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行いましょう。
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行いましょう。

